

# 明和町人事行政の運営等の状況について

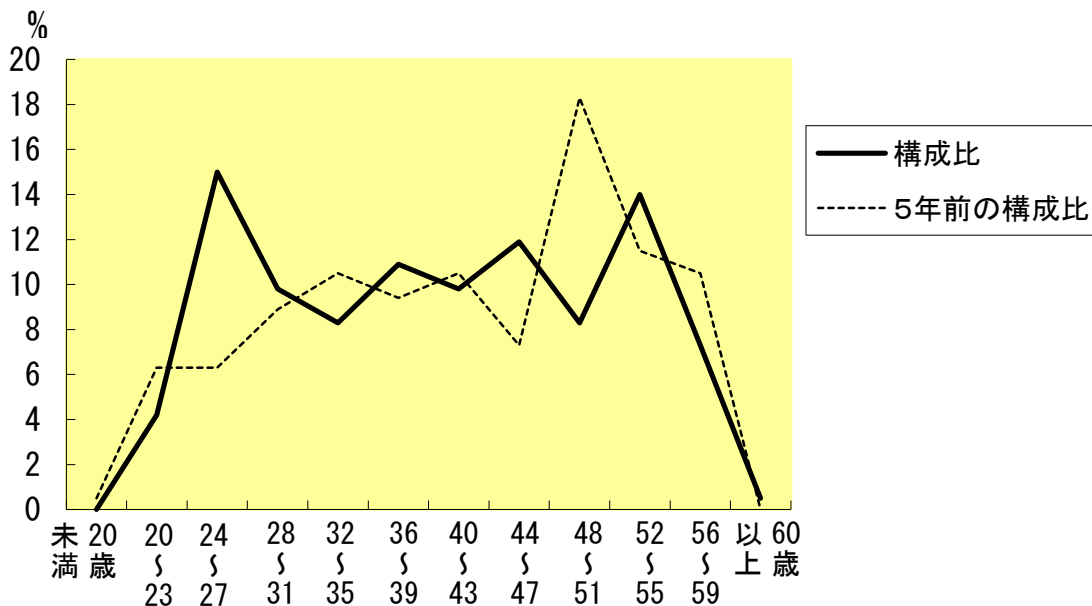
## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	業務縮小による減員  主に業務強化による増員 主に業務強化による増員 保健師の減員  <参考> 人口10,000人当たり職員数 53.9 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 51.20 人)
		総務	22	22	0	
		税務	13	13	0	
		農林水産	8	7	△ 1	
商工		3	3	0		
土木		13	14	1		
民生		52	53	1		
衛生		12	11	△ 1		
計	125	125	0			
	教育部門	50	53	3	保育園教諭の増員	
	小 計	175	178	3	人口10,000人当たり職員数 76.7 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.04 人)	
公 営 企 業 計 等 部	水 道 下 水 道 其 他	水道	5	5	0	統括職員を民生部門へ編入したことによる減
		下水道	4	4	0	
		その他	7	6	△ 1	
	小 計	16	15	△ 1		
合 計		191	193	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 83.2 人	
		[ 244 ]	[ 244 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員 数	人 0	人 8	人 29	人 19	人 16	人 21	人 19	人 23	人 16	人 27	人 14	人 1	人 193

### (3) 職員数の推移

(単位：人 ・ %)

区 分 部 門		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間 の増減数(率)
		一般行政	職員数	128	126	126	125	
教 育	職員数	52	50	51	50	50	53	1.0 (1.9%)
普通会計	職員数	180	176	177	175	175	178	△ 2.0 (△ 1.1%)
公営企業等会計	職員数	12	16	16	17	16	15	3.0 (25.0%)
計	職員数	192	192	193	192	191	193	1.0 (0.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### a. 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 23,234	千円 8,798,164	千円 559,563	千円 1,310,631	% 14.9	% 17.5

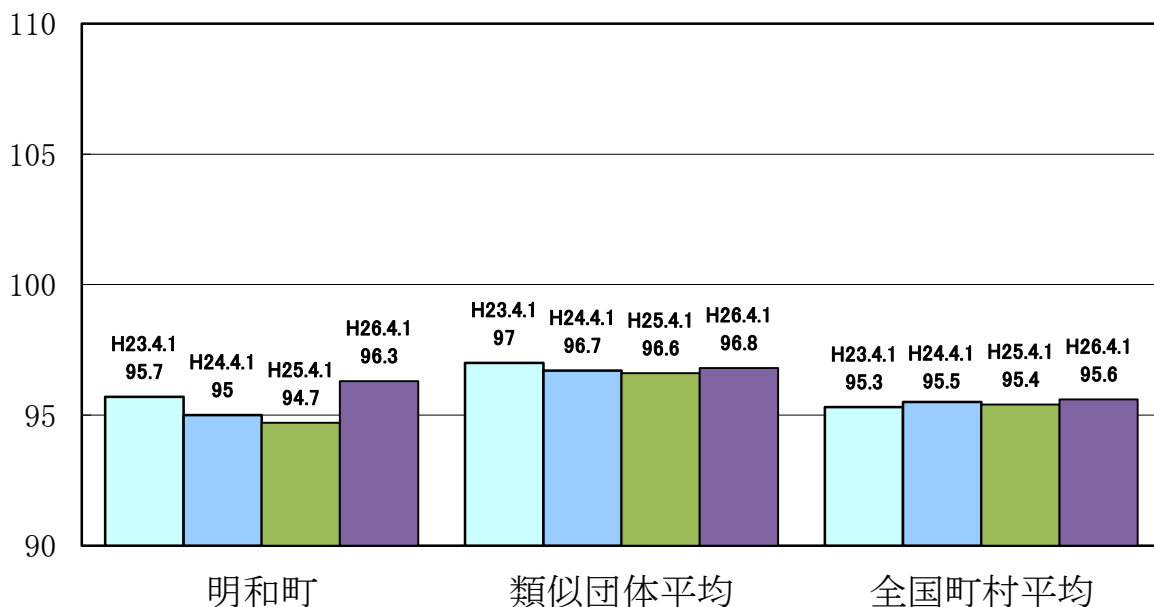
#### (b) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 177	千円 580,035	千円 71,706	千円 206,483	千円 858,224	千円 4,849	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

#### (c) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減処置が無いとした場合の値である。

### (c) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

#### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%の引き下げの激変緩和処置として、3年間（平成30年3月31日まで）の経過処置（現給保障）を実施します

#### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準無支給地に対し、明和町においても無支給とする

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給割合 (平成30年4月1日)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
明和町の支給割合	1%	0%	0%

#### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## (2) 給与の状況

### (a) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明和町	41.7 歳	315,216 円	364,805 円	339,159 円
三重県	43.3 歳	348,236 円	451,586 円	387,308 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

## ②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給料月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
明和町	43.4歳	17 人	264,200 円	274,212 円	274,212 円	—	—	—	—
うち調理員	42.0歳	15 人	255,853 円	266,358 円	266,358 円	調理士	42.6歳	261,000 円	102.1%
うち用務員	53.4歳	2 人	326,800 円	333,118 円	333,118 円	用務員	54.3歳	199,300 円	167.1%
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
三重県	49.4歳	351 人	350,012 円	—	379,130 円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
明和町	—	—	—
うち調理員	4,023,317 円	3,575,400 円	112.5%
うち用務員	5,369,411 円	2,747,000 円	195.5%
	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平均23～25年の3ヶ年平均）

※技能公務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明和町	42.6 歳	314,690 円	333,574 円
三重県	43.8 歳	378,445 円	425,420 円
類似団体	40.9 歳	299,066 円	324,388 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職員ごとの職員の基本給の平均である。□

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額処置がないとした場合の値（減額前）である。

### (b) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		明和町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	— 円
	中 学 卒	135,600 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大 学 卒	161,600 円	— 円	— 円
	短 大 卒	149,800 円	— 円	— 円

(c) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満	経験年数 25年以上～30年未満
一般行政職	大 学 卒	280,660 円	323,381 円	346,583 円	372,037 円
	高 校 卒	— 円	280,700 円	337,100 円	347,250 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	174,025 円	214,550 円	312,350 円	339,733 円
教育職	大 学 卒	260,200 円	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	244,900 円	293,700 円	— 円	— 円

(3) 手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

明和町	三重県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,155 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,580 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

公営企業を含む

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

欠勤、休職等の状況などを考慮した、勤務成績を勤務手当に反映している。
------------------------------------

(b) 退職手当（26年4月1日現在）

明和町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特別処置 (2%~20%加算)	なし	その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特別処置 (2%~45%加算)	なし
1人当たり平均支給額	2,617 千円	23,232 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		6,698 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		37,417 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
明和町	1 %	179 人	0 %
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		97.3 (96.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地域公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前にラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

(d) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		0.0 %		
手当の種類 (手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病防疫業務	0 千円	日額400円以内
危険作業手当	災害応急対策業務等に従事する職員	災害応急対策業務	0 千円	日額500円以内

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	33,713 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	209 千円
支給実績 (24年度決算)	28,812 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	170 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円加算	同	—	15,955 千円	215,601 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額 27,000円	同	—	2,968 千円	164,888 円
通勤手当	・公共交通機関利用者運賃等相当額 (定期券等) 支給限度額55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて 2,000円~24,500円	同	—	6,819 千円	44,280 円
管理職手当	課長=月額×10% 園長=月額×8%	異	国は定額化	10,737 千円	447,361 円

(注) 公営企業を含む

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間・休憩時間の状況（平成26年4月1日現在）

勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業	始業		
午前8時30分	午前8時30分	正午～午後1時	土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日

#### (2) 休暇制度の導入状況

休暇名	期間
年次有給休暇	暦年あたり20日
病気休暇	90日以内
介護休暇	連続する6月以内
産前産後休暇	産前8週間、産後8週間
結婚する場合の休暇	連続する5日以内（週休日等を含む）
保育時間の休暇	1日2回それぞれ30分以内
妻が出産する場合の休暇	2日以内
育児参加をする場合の休暇	5日以内
子の看護をする場合の休暇	5日以内
忌引	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等（週休日等を含む）
父母を追悼する場合の休暇	1日以内
夏季休暇	7～9月中に5日以内

#### (3) 年次有給休暇の取得状況（平成26年）

(2) のとおり、職員には1年あたり20日間の年次有給休暇が付与され、残日数がある場合、20日間を限度として翌年に繰り越すことができる。

平成26年における、職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は次のとおりである。

平均取得日数	6.8日
消化率	17.50%

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

	免職	停職	減給	戒告	休職	合計	備考
町長部局	1	0	0	0	1	2	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	
合計	1	0	0	0	1	2	

#### 5 職員のサービスの状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条に基づき、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しており、条例の定めるところにより、サービスの宣誓を実施している。

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 職員研修の実施状況（平成26年度）

研修名	主催者	受講者数（人）	対象職員
ワンステップ研修	三重県市町総合事務組合	4	新規採用職員
ツーステップ研修	三重県市町総合事務組合	4	採用後3・4年目の職員
スリーステップ研修	三重県市町総合事務組合	6	採用後15年目の職員
マネージャー研修	三重県市町総合事務組合	3	係長級職員
リーダー研修	三重県市町総合事務組合	1	課長級職員
コンプライアンス研修	明和町	323人	正職員及び臨時・非常勤職員

##### (2) 勤務成績の評定状況

勤務評定により、昇給・減給を決定している。

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### (1) 三重県市町職員互助会への加入状況

事業の内容（平成26年度）	
福利厚生事業	給付事業、法律相談、職場研修助成、メンタルヘルス事業など
公益事業	地域振興助成、災害対策事業助成
会員数	193名
負担金	給料月額4/1000
負担金の決算額：2,805千円（1人あたりの負担金額：14,536円）	



